

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

協業組合アクアネット

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

- 1 令和 6 年 6 月 1 日付け派遣労働者 5 人
- 2、令和 5 年度 派遣事業所数 4 件
- 3、令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 19,641 円
(1 日 8 時間当たりの額の平均)
- 4、令和 5 年度 派遣労働者の賃金の平均額 18,383 円
(1 日 8 時間当たりの額の平均)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

6.40%

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 0229-28-3734

訓練の内容	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	未経験の新規採用者	OFF-JT	無償	有給
OA 機器訓練	1 年以上の雇用見込の者	OJT	無償	有給
電気制御研修	2 年以上の雇用見込の者	OJT	無償	有給
リーダー就任時研修	4 年以上の雇用見込の者	OFF-JT	無償	有給
ビジネススキル研修	4 年以上の雇用見込の者	OFF-JT	無償	有給

- 7、派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している

- 8、その他派遣労働事業の業務に関して参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費を含んだものです。